

身体拘束等の適正化の為の指針

合同会社ぱち
デイサービスぱち

1 身体拘束やその他の行動制限の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束やその他の行動制限(以下、「身体拘束等」という。)は、利用者の自由を制限する事であり、尊厳のある生活を阻むものである。

デイサービスぱちでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事無く、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識を持ち、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束等を原則禁止とする。

また、身体拘束等の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取組みである。

(1) 身体拘束等に該当する具体的行為

(介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為)

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体感や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体感や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に内服させる。
- ⑪ 自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(注意) 身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、身体に重度の障害のある人に対して、体幹を安定させる事で活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断する事は適切ではない。

身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断する必要がある。

(障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き：厚生労働省)

(2) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束等を行う必要を生じさせないため、日常的に以下の事に取り組む。

(ア) 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

(イ) 言葉や応答等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

(ウ) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

(エ) 利用者の安全を確保するため、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。

(3) 緊急・やむを得ず身体拘束等を行う3要件

利用者本人または他の利用者等の生命または身体を保護する為の措置として緊急・やむを得ず身体拘束等を行う場合については、身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しない危険の方が高い場合で、次の3つの要件を全て満たす必要がある。その場合であっても身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行い、本人または家族の同意を得て行う事とする。

身体拘束等を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除するよう努力するものとし、その経過を、「虐待防止及び身体拘束等適正化委員会」に報告することとする。

ア 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

身体拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

イ 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無いこと。

身体拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要あり。また、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない拘束の方法を選択する必要がある。

ウ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

利用者本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2 身体拘束等適正化のための組織

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束等の適正化のための対策について、職員全体で情報共有し、身体拘束適正化を目指すための取組み等の確認・改善をしていく為、身体拘束等適正化委員会を設置する。委員会の運営責任者は管理者とする。

なお、虐待防止検討委員会と一体的に開催出来るものとする。

(2) 身体拘束等適正化委員会の開催

委員会の開催は、運営責任者が必要と認める場合又は委員の求めに応じて開催し、年1回以上開催する。

(3) 身体拘束等適正化委員会の構成員

運営責任者である管理者を始め、介護・看護職員・相談員等で構成する。

(4) 身体拘束等適正化委員会の役割

- ① 身体拘束について報告するための様式を整備すること。
- ② 職員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、事例の集計・分析を行う。
- ③ 身体拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証を行う。
- ④ ①～③の職員への周知を徹底する。
- ⑤ 身体拘束等の適正化の為の研修

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回以上および職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

4 身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

本人又は利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

(1) 適正化の検討

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心に、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合の危険について検討し、身体拘束を行う事を選択する前に1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の3要素を全て満たしているかどうかの検討・確認を行う。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明及び同意

要件を検討・確認した上で身体拘束を行う事を選択した場合は、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は期間・場所・改善に向けた取組み方法について検討し利用者本人・家族に対し詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態等を説明し、同意を得た上で実施していく。

(3) 記録と再検討

事前に作成した記録様式に、身体拘束の様子、心身の状況、やむを得なかった理由等を記録する。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者・家族等に報告する。

5 身体拘束が発生した場合の報告方法等の方策に関する基本指針

身体拘束が発生した場合は、報告様式を用いて速やかに県及び市町村に報告すると共に、原因・結果を取りまとめ、身体拘束等適正化委員会にて適正性の検討・身体拘束等解除に向けた取り組み改善の検討を行い実施に努める。

身体拘束を行った利用者の様態及び時間、心身に状況ならびに緊急やむを得ない理由(3要件)を記録し、書類は5年間保存します。

6 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでもデイサービス内にて閲覧が出来るようにすると共に、ホームページ上に公表する。

7 その他の身体拘束等の適正化推進の為の基本指針

身体拘束等をしない、人権を尊重したサービスを提供する為には、サービス提供に関わる職員の全てが身体拘束等の禁止に対する共通認識を持ち、拘束をなくす取り組みをしなければならない。

附則

本指針は、令和6年2月1日より施行する。